

教育委員会委員に就任 岩清水 梓氏

9月30日で教育委員会委員の北川 英一氏が任期満了により退任されたことに伴い、9月の第3回市議会定例会で同意を得た後、岩清水 梓氏が新たに市長から任命されました。任期は10月1日から4年間です。



▲岩清水 梓氏

☎教育総務課
教育総務係

子育て 教育

年末保育
(本郷ゆうし保育園)

☎市内在住で、生後4カ月〜就学前のお子さん

※保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合で、特別な介助を必要としないお子さんに限る

☎12月29日(火)〜31日(木)

☎午前7時〜午後6時

※午後7時まで延長保育有り(満1歳以上)

☎本郷ゆうし保育園(東長沼2115の2)

☎定歳児ごとに定員有り

☎費2500円(日額・給食費込み)

※延長保育は別料金(30分未満1500円、30分以上11千円)

※非課税世帯・生活保護世帯は免除制度有り(延長保育料除く)

☎申込フォーム(下記参照)(11月2日(月)〜)



※添付書類は子育て支援課、市Webで入手可

☎限11月13日(金)

☎先問子育て支援課保育・幼稚園施設給付係

第二・第四
文化センター児童館・
学童クラブまつり
2026

11月7日(土)に第二・第四文化センター児童館と学童クラブがお祭りを開催します。友達を誘って、ぜひ遊びに来てください。詳細は市Web内のチラシ、各児童館のInstagramをご覧ください。

☎第二文化センター児童館会場

☎時〇午前9時30分〜正午11時

☎第二文化センター児童館、学童クラブ子どもの森

☎〇午後1時30分〜4時11第二文化センター2階大広間

☎ゲームコーナー、合唱クラブ発表、お楽しみ抽選会等

☎第二文化センター児童館

☎費379・9573

☎第四文化センター児童館会場

☎時午前9時30分〜午後3時30分

☎先着10人にバルーンアートをプレゼント

☎ワークショップ、マジックショー、お楽しみ抽選会等

☎第四文化センター児童館

☎401・6995

☎共通事項

☎18歳以下の方、未就学児の

納期限 11月2日(月)

市・都民税(普通徴収)(第3期)
国民健康保険税(第4期)

納付忘れにご注意を!

☎収納課

保護者
費無料(一部有料)

学童クラブ

令和9年4月の
利用申込

令和9年4月入所の学童クラブ利用申込を開始します。

☎申請期間 11月16日(月)〜12月13日(日)

☎募集のしおりは11月上旬から市Webで入手可

障害 福祉

傍聴できます
地域自立支援協議会

福祉関係機関の連携の下、障害のある方が地域で自立した生活を営むことができる社会の実現に向け、地域の支援体制に関する課題等について協議を行います。

☎11月9日(月)

☎時午後3時

☎地域振興プラザ4階大会議室

☎定10人(申込先着順)

口座振替の申し込みが インターネットで便利に!

市税等の口座振替の申し込みが、スマートフォン等からできるようになります。押印や来庁が不要となり、「いつでも」「どこでも」手続きできます。対象金融機関等の詳細は市Web(下記参照)をご覧ください。

▷対象科目 市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、学童クラブ育成料

☎〇国民健康保険税について＝保険年金課国民健康保険係

〇後期高齢者医療保険料について＝保険年金課後期高齢者医療係

〇介護保険料について＝高齢福祉課介護保険係

〇学童クラブ育成料について＝児童青少年課児童館・学童クラブ係

〇その他＝収納課税管理係



相談できます 福祉くらしの総合窓口

仕事・家計・住まい・生活・健康に関することや、どこに相談したらよいか分からない福祉全般の悩み事や困り事について、気軽にご相談ください。

家計改善支援

生活費が大変、借金や滞納がある、家計が赤字になってしまう等、お金の悩みに関して、家計改善のための支援を提供します。

支援例

- 〇家計表の作成
- 〇法律相談への案内・同行
- 〇家賃の低い住宅への転居等の相談

就労準備支援

働きたい気持ちはあるが仕事が続かない、適職が分からない、人間関係が苦手等の悩みがある方に、個別の支援プログラムを提供します。

支援例

- 〇就職活動に向けての助言
- 〇コミュニケーション・パソコンの練習
- 〇働くための通院同行支援

住居確保給付金

住まいの確保のための給付金です。支給要件があるため、事前にご相談ください。

家賃の補助

やむを得ず離職をして収入が少なくなり、住居を失った方または失う可能性が高い方へ、再就職に向けた活動等を条件に3〜9カ月間の家賃相当額を支給します。

転居費用の補助

世帯員の死亡や離職等により世帯収入が大きく減少し、家計の改善のために家賃が低い住宅に転居する必要がある方へ、転居費用を支給します。

※福祉くらしの総合窓口の家計改善支援を受ける必要有り

☎生活福祉課福祉くらしの総合窓口

☎申込フォーム(下記参照)・電話(10月16日(金)午前9時〜)



☎先問障害福祉課サービス支援係

☎精神保健福祉公開講演会

精神疾患があっても働けることや当事者を支える家族、支援者の役割をお話しします。当日は直接会場にお越しください。

☎11月12日(木)

☎時午後2時〜4時(受付11午後1時30分〜)

☎地域振興プラザ4階大会議室

☎定10人(申込先着順)

ご協力ください
生活のしづらなどに
関する調査

今後の障害児(者)の福祉施策を改善するための基礎資料を得るため、厚生労働省が調査を実施します。

特定の地域の方に資料のポスティングを行いますので、ご協力をお願いします。

保険 年金

☎障害福祉課障害福祉係

国民年金
未支給年金・遺族
基礎年金・寡婦年金
・死亡一時金

身近な方が亡くなった場合、遺族の方が未支給年金等を受け取れる場合があります。詳細は「日本年金機構」(下記参照)をご覧ください。

☎国民年金

☎未支給年金

☎遺族基礎年金

未支給年金

年金を受けている方が亡くなった時に、その方と生計を同じくしていた遺族の方が亡くなった月分までの年金を受け取れます。

遺族基礎年金

国民年金の被保険者期間中に不慮の事故等により死亡した場合、被保険者によって生計を維持されていた18歳未満(障害年金の障害等級が1級・2級の方は20歳未満)の子がいる配偶者または、その子に遺族基礎年金が支給されません。

死亡一時金

保険料納付済期間の合計が36カ月以上ある方が死亡した場合、その方と生計を同じくしていた遺族に死亡一時金が支給されます。

寡婦年金

被保険者が死亡前に老齢・障害基礎年金を受給していない場合に限り

※遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金は重複不可

る夫が死亡した場合、10年以上継続して婚姻関係があり、夫によって生計を維持されていた妻に60〜65歳の間、寡婦年金が支給されます。

死亡一時金

保険料納付済期間の合計が36カ月以上ある方が死亡した場合、その方と生計を同じくしていた遺族に死亡一時金が支給されます。

寡婦年金

被保険者が死亡前に老齢・障害基礎年金を受給していない場合に限り

※遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金は重複不可

☎府中年金事務所

☎42・1011

☎免除期間含むが10年以上ある